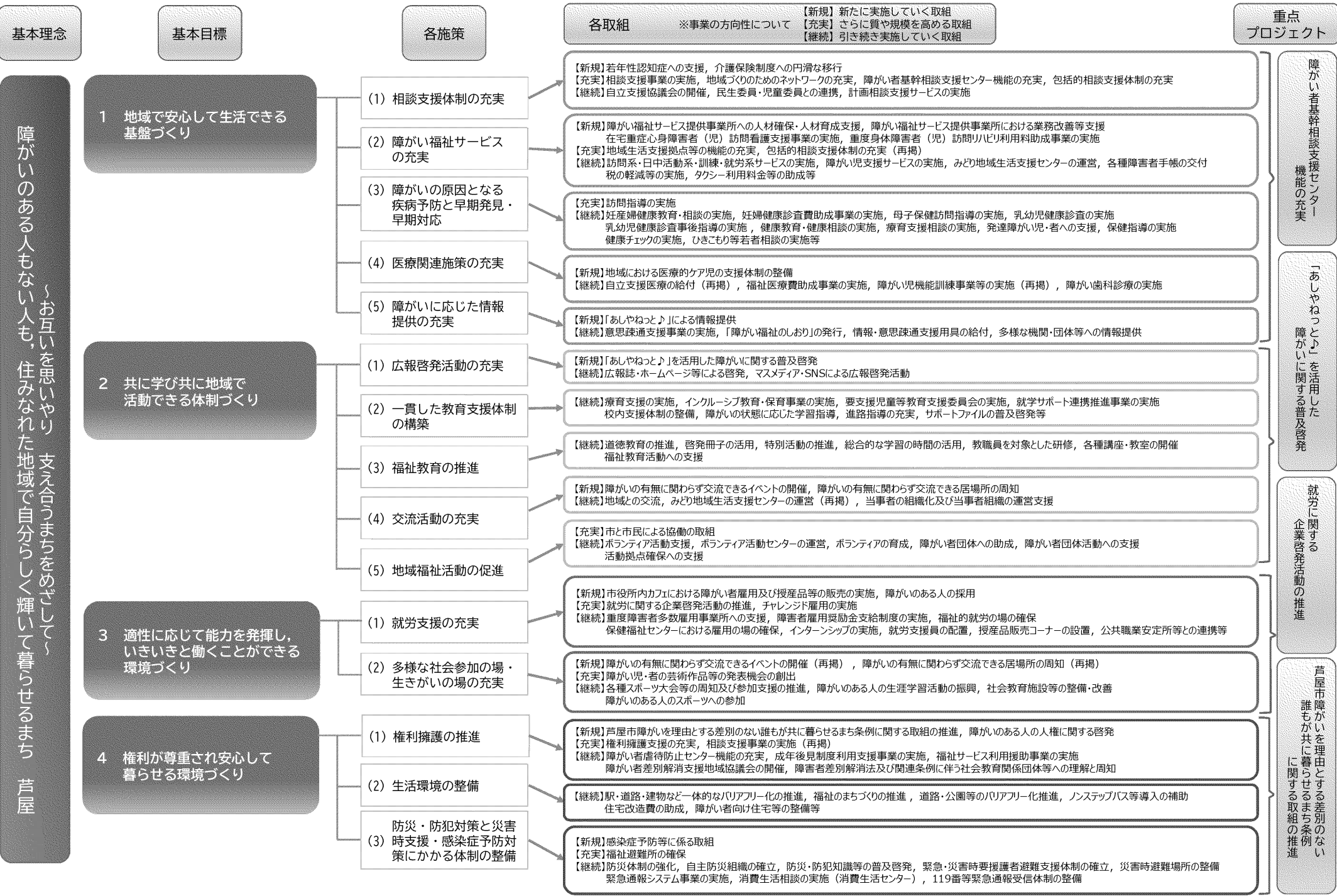


施策の体系



第4節 権利が尊重され安心して暮らせる環境づくり

1 権利擁護の推進

【現状と課題】

本市では、保健福祉センター内に権利擁護支援センターを設置し、権利擁護専門相談をはじめ、権利侵害への対応等に社会的な支援が必要な障がいのある人に対して権利擁護に関する相談から支援までを一元的、専門的に行っています。また、安心して暮らし続けることができるよう、権利擁護体制の構築及び※成年後見制度の利用支援や日常的な金銭管理を支援する※福祉サービス利用援助事業を実施しています。

一方、アンケート調査結果では、権利擁護支援センターの認知度は10%未満と依然低い状況にあり、さらに周知する必要があります。

権利擁護支援については、関係機関との連携、地域による日常的な見守り支援などを組み合わせた体制づくりが必要となっています。

また、アンケート調査では、約3割の人が、障がいがあることで差別・偏見を受けたことがあると回答しています。本市では、障がいを理由とする差別の解消、及び合理的配慮の提供に向け、令和3年1月1日に芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例を制定しました。

【今後の方向性】

権利擁護支援センターを中心に、関係機関との連携等により、権利擁護を必要とする障がいのある人への支援体制の充実を図るとともに、権利擁護に関する普及啓発や成年後見制度の利用促進に取り組みます。

また、芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例の周知を図るとともに、合理的配慮の提供を推進するための取組として、子どもから大人まで誰もが合理的配慮について理解できるような啓発活動や、市内民間事業者に対して合理的配慮の提供支援に関する取組を実施します。

取組	内 容	所管課等	方向性
権利擁護支援の充実	権利擁護支援センターを中心とした、関係機関との連携による、権利擁護支援の充実や成年後見制度の利用及び成年後見制度を利用する人の支援のための地域連携のネットワークづくりに取り組みます。	地域福祉課 (障がい福祉課)	充実

相談支援事業の実施 (再掲)	地域の身近な相談窓口として、相談から一貫した支援を実施できるよう、関係機関と連携し、相談支援の充実を図ります。	障がい福祉課 社会福祉協議会	充実
障がい者虐待防止センター機能の充実	障がい者虐待防止センターにおいて、虐待防止の啓発や虐待への対応支援を行います。	障がい福祉課	継続
成年後見制度利用支援事業の実施	障がいのある人の権利擁護支援の方法の1つである成年後見制度を利用促進するため、引き続き実施していくとともに、成年後見制度の普及啓発を行います。	障がい福祉課 社会福祉協議会	継続
福祉サービス利用援助事業の実施	障がいのある人などが地域で安心して生活できるよう、福祉サービス利用や生活に必要な金銭管理を支援します。	社会福祉協議会	継続
障がい者差別解消支援地域協議会の開催	障害者差別解消法に基づき、障がい者差別解消支援地域協議会を開催します。	障がい福祉課	継続
芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例に関する取組の推進	芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例の周知を図るとともに、合理的配慮の提供を推進するための取組として、子どもから大人まで誰もが合理的配慮について理解できるような啓発活動や、市内民間事業者に対して合理的配慮の提供支援に関する取組を実施します。	障がい福祉課	新規
障がいのある人の人権に関する啓発	障がい及び障がいのある人に対する理解を深めるため、講演会を実施します。	人権・男女共生課	新規
障害者差別解消法及び関連条例に伴う社会教育関係団体等への理解と周知	障害者差別解消法及び関連条例の理解と周知及び法等に基づく、障がい者差別解消に向けての人権学習推進への働きかけを各種団体に対し行います。	生涯学習課	継続